

現行	改訂	備考
第3章 認識及び測定		
<p>第28 リース資産の会計処理 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。(注18)</p> <p>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料 (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</p>	<p>第28 リース<b>資産</b>の会計処理</p> <p>1 リースとは、対象となる<b>原資産</b>（リースの対象となる<b>資産</b>で、<b>貸手</b>によって借手に当該<b>資産</b>を使用する権利が移転されているものをいう。以下同じ。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。国立大学法人等は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。(注18)</p> <p>2 国立大学法人等が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により<b>使用権資産</b>を計上する。</p> <p>3 リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として<b>利息法</b>により配分する。</p> <p>4 国立大学法人等が貸手となるリース<b>取引に係る会計基準</b>については、<del>リース取引を</del>ファイナンス・リース<b>取引</b>とオペレーティング・リースとに分類し<b>取引の二種類に分け</b>、ファイナンス・リース<b>取引</b>については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。<del>い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。</del>(注19-1-8)</p> <p><del>(1) 貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料 (2) 貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料</del></p>	<p>第28</p> <p>独立行政法人会計基準に合わせて改訂。ただし、3の利息相当額の配分方法は企業会計に合わせて利息法を原則としている。</p> <p>資料1-1参照</p>

現行	改訂	備考
第 3 章 認識及び測定		
(新設)	<p>&lt;注 1 8 &gt; 無償又は減額された使用料による貸借取引について                      国立大学法人等が無償で貸し付ける又は借り受ける資産は対価が存在しないことから、リースには該当しない。減額された使用料で貸し付ける又は借り受ける資産は、通常取引と同様に、契約がリースを含むか否かを判断しなければならない。</p>	<p>[新設]                      独立行政法人会計基準に合わせて新設                      資料 1 - 1 参照</p>

現行	改訂	備考
第3章 認識及び測定		
<p>&lt;注18&gt; リース取引について</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p>	<p>&lt;注19+8&gt; <del>ファイナンス・リースとオペレーティング・リース</del> <del>リース取引</del>について</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、<del>リース</del>契約に定められた<b>基づくリース</b>期間の中途において当該契約を解除することができないリース<b>取引</b>又はこれに準ずるリース<b>取引</b>で、借<b>り</b>手が、<del>原資産当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）</del>からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該<b>原資産リース物件</b>の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース<b>取引</b>をいう。オペレーティング・リース<b>取引</b>とは、ファイナンス・リース<b>取引</b>以外のリース<b>取引</b>をいう。</p>	<p>&lt;注18&gt;</p> <p>独立行政法人会計基準に合わせて改訂</p> <p>資料1-1参照</p>

現行	改訂	備考
第 8 章 キャッシュ・フロー計算書		
<p>&lt;注 4 5&gt; 重要な非資金取引について                      キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入れによる資産の取得                      (2) 資産の交換                      (3) ファイナンス・リースによる資産の取得                      (4) P F I による資産の取得                      (5) 重要な資産除去債務の計上</p>	<p>&lt;注 4 <del>6-5</del>&gt; 重要な非資金取引について                      キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1) 現物出資の受入れによる資産の取得                      (2) 資産の交換                      (3) <del>ファイナンス・リース</del>による資産の取得                      (4) P F I による資産の取得                      (5) 重要な資産除去債務の計上</p>	<p>&lt;注 4 5&gt;                      独立行政法人会計基準に合わせて改訂                      資料 1 - 1 参照</p>

現行	改訂	備考
「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」		
<p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、減損損失累計相当額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第6 減損額の会計処理</p> <p>固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、減損損失<del>相当</del><del>累計</del><del>累計</del><del>相当</del>額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第6 誤記のため改訂</p>

注18を新設したことにより、注19以降の注解については番号を繰り下げる改訂を行っているが、当資料においては、これらの記載を割愛している。